

ハイライト:

- ・60歳以上で厚生年金保険被保険者の方は年金受給調整があります
- ・医療費控除のポイントを教えます!

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

目次:

ご挨拶	1
60歳以上の方の老齢 厚生年金の金額	1
医療費控除の ポイント	2

### ご挨拶

毎年12月の声を聞くと、1年があつという間に過ぎ去ってしまったような気分になります。今年も残すところわずかとなりましたが、皆様にとってよき1年であったでしょうか。今号では、60歳以上で会社に在職されている方の老齢厚生年金の受給額及び医療費控除について取り上げてみました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたらご遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦 (東京事務所)

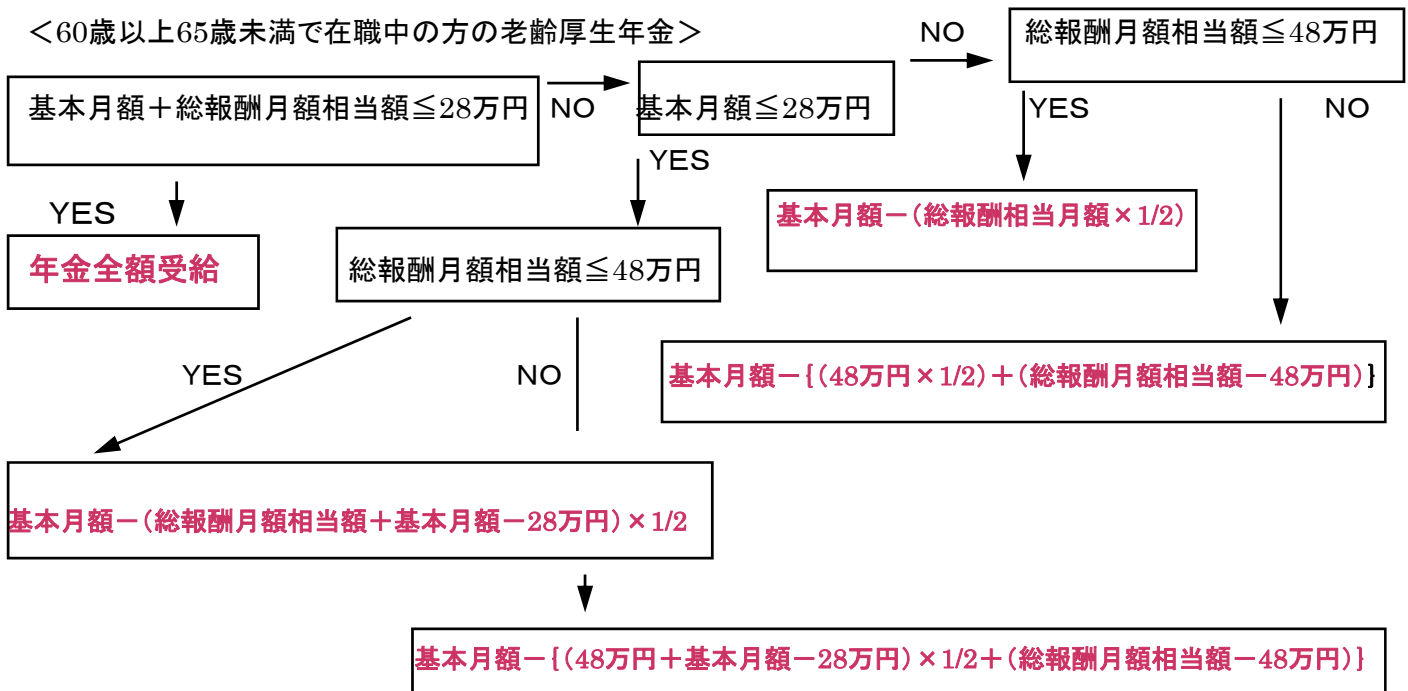
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香(さいたま事務所)



### 60歳以上の方の老齢厚生年金の金額

60歳以上で会社に在職されている方が老齢厚生年金を受給する場合、いくら給料・賞与としてもらっているかにより調整される場合があります。

＜60歳以上65歳未満で在職中の方の老齢厚生年金＞



—用語の説明—

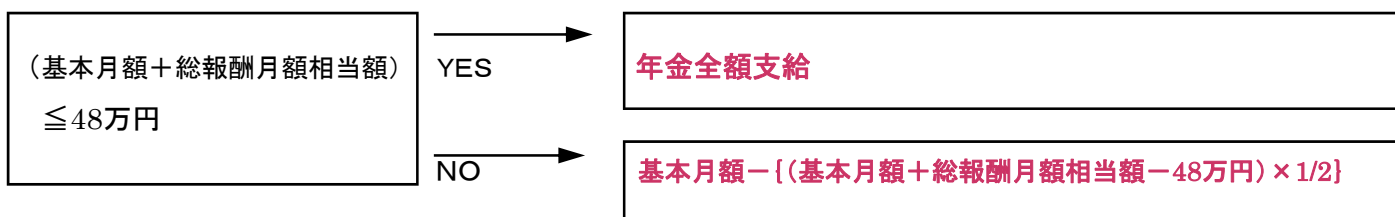
基本月額: 老齢厚生年金額 × 1/12

標準賞与: 賞与の1,000円未満の端数を切り捨てた額

標準報酬月額: 保険料の基礎となる月次報酬の額

標準報酬月額相当額: 標準報酬月額 + 標準賞与 × 1/12

<65歳以上70歳未満で在職中の方の老齢厚生年金>



例えば、61歳で基本月額15万円、総報酬月額相当額40万円の方の場合には

基本月額 $\leq 28$ 万円、総報酬月額相当額 $\leq 48$ 万円であるため、

基本月額 - (総報酬月額相当額 + 基本月額 - 28万円) × 1/2

= 15万円 - (40万円 + 15万円 - 28万円) × 1/2 = 1.5万円 となります。

66歳で同様のケースでは、基本月額 + 総報酬相当月額 $\geq 48$ 万円であるため

基本月額 - [(基本月額 + 総報酬月額相当額 - 48万円) × 1/2] = 15万円 - [(15万円 + 40万円 - 48万) × 1/2]

= 11.5万円 となります。

ちなみに今後の年金の受給開始年齢は、定額部分相当額の老齢厚生年金の受取は

61歳から: S16/4/2 ~ S18/4/1    62歳から: S18/4/2 ~ S20/4/1    63歳から: S20/4/2 ~ S22/4/1

64歳から: S22/4/2 ~ S24/4/1    65歳から: S24/4/2 ~ と引き上げられ、報酬比例部分相当額については

S28/4/2以降生まれの人より1歳ずつ繰り上げられ、最終的にはS36/4/2以降生まれの人は65歳になるまで一切年金の受給ができなくなります(女性の場合には+5歳して考えてください)。

60歳から  $\xrightarrow{\hspace{10em}}$  65歳へと引き上げ

報酬比例部分相当額の老齢厚生年金	老齢厚生年金
定額部分相当額の老齢厚生年金	老齢基礎年金

ホームページもご覧ください

[Http://homepage2.nifty.com/my-naka/](http://homepage2.nifty.com/my-naka/)

## 医療費控除のポイント

確定申告では、住宅ローン控除と並んでこの適用を受けるために確定申告を行う方も多いかと思えます。これから準備に入るためのポイントを以下に記載いたします。

- 1) 1/1 ~ 12/31の暦年1年間に支払った医療費が対象です。治療は受けただれども未払というものは対象外です。
- 2) 薬局で購入した風邪薬なども対象になりますので、領収書やレシートは必ず保管しておいてください。申告書に添付して提出する必要があります。
- 3) 医療機関への交通費(電車、バス等)も対象になります。メモ書きでもOKです。必ず記録しておきましょう。
- 4) 年間の医療費合計10万円(又は課税標準合計額の5%とのいずれか少ない方)を超えないと対象外で、200万円が上限となります。
- 5) 同一生計の場合には合算して計算できますので、一番所得の多い人が申告するとお得になります。

\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。

## 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(さいたま事務所)

さいたま市浦和区岸町7-9-19

電話 048-834-1598

1月より下記予定です

さいたま市浦和区岸町7-1-4細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

[nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp](mailto:nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp)